

申請は、転入から1年以内！

子育て・若者世帯F-UJターン奨励金

子育て・若者世帯の人が、市内出身で県外から再転入（Uターン）、または市外出身で東京圏から転入（Jターン）をする場合、最大50万円の奨励金を交付しています。

ご自身やご親族、知人などが県外から転入する場合は、補助金の対象となることがあります。

移住定住推進室へお問い合わせください。移住に関する支援制度は、ほかにも複数あります。

問合せ／シティプロモーション課 移住定住推進室

☎0545-55-2930 ㊚0545-51-1456 ㊼kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp



【奨励金早見表】

世帯要件

① 県外からUターン

② 東京圏からJターン

子育て世帯	小学生までの子どもがいる、 または母子健康手帳の交付を 受けている妊婦がいる世帯	最大50万円	最大30万円
若者世帯	夫婦等のどちらかが 39歳未満の世帯 (子育て世帯を除く)	30万円	10万円

金額の内訳：基準額10万円、Uターン加算20万円、子ども加算10万円(2人まで)

東京圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

対象要件

次の要件を全て満たすこと

☑ 申請が転入日から1年以内

☑ ①②のどちらかに該当する子育て世帯または若者世帯

①ア〜ウの全てに該当する

ア：転入日の前日まで1年以上継続して、**県外**の市区町村に居住していた

イ：直前の居住地から引き続き、当該子育て世帯または若者世帯と同一の世帯に属している

ウ：再転入をする前に本市に居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の末日までの間に、連続して3年以上ある

※再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみである場合は、2年10か月。

②ア・イのどちらも該当する

ア：転入日の前日まで1年以上継続して、**東京圏**の市区町村に居住していた

イ：直前の居住地から引き続き、当該子育て世帯または若者世帯と同一の世帯に属している

※富士市移住就業支援補助金または、富士市先導的テレワーク移住者支援補助金、県外就業若者Uターン支援奨励金の申請世帯・交付世帯は、対象外です。

申請期間

申請は、次のどちらか早い日までに行う必要があります。

● 転入日から1年以内

● 各年度の3月第2金曜日

※ただし、予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

該当するか確認したい場合は、早めに移住定住推進室へお問い合わせください。

移住者にインタビュー

奨励金を活用！

心地よく暮らすことができる環境を探していたところ、自然と利便性のバランスのよさに惹かれ、勤務先との縁から富士市で地域に根差した仕事がしたいと思い、移住を決めました。

移住は費用面の不安がありましたが、奨励金制度のおかげで負担が軽減され、ゆとりを持って新生活を始められました。地域のイベントを通じて交流も広がり、人の温かさを実感しています。



千葉県から1ターンにしずか西坂さんご家族

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください

